

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
当分の翌日
に休み)

目 次

◇規 則 鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則

◇告 示 鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則
都市公園の区域の変更

規 則

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をこ
こに公布する。

昭和五十七年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十二号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例(昭和五十七年六月鳥取県条
例第二十二号)の施行期日は、昭和五十七年八月一日とする。

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十三号

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

鳥取県都市公園規則(昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を
次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

(有料公園施設の利用時間)

- 第一条の二 条例別表第一に定める公園施設(以下「有料公園施設」とい
う。)の利用時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、知事
が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により利用時間を変更するときは、あら
かじめその旨を掲示するものとする。

(有料公園施設の休園日)

第一条の三 有料公園施設の休園日は、次のとおりとする。

- 一 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百

七十八号)に規定する国民の祝日であるときは、その翌日)

二 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで
での日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、
臨時に休園し、又は休園日に開園することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定により臨時に休園し、又は休園日に
開園する場合に準用する。

第三条の次に次の二条を加える。

(有料公園施設の利用の申込み)

第三条の二 有料公園施設を利用しようとする者(次項に規定する者を除
く。)は、様式第三号の二による申込書を知事に提出しなければならない
い。

2 有料公園施設を利用しようとする者のうちあやめ池スポーツセンター
の体育室を一般利用の方法で利用しようとする者又は設備を利用しよ
うとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければ
ならない。

(有料公園施設の利用許可書等の交付)

第三条の三 知事は、有料公園施設の利用の許可をしたときは、様式第三
号の三による利用許可書(あやめ池スポーツセンターの体育室の一般利
用の許可又は設備の利用の許可をしたときは、様式第三号の四による利
用券)を交付するものとする。

第七条中「第八条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第八条中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。

第九条第一項中「第八条第三項ただし書」を「第八条第四項ただし書」

に改め、同項第二号中「前日まで」を「五日前まで」に改める。

第十一条第一項中「申請書」の下に「(第三条の二第一項に規定する申
込書を除く。以下同じ。)」を加える。

様式第三号の次に次の三様式を加える。

様式第3号の2 (第3条の2関係)

有料公園施設利用申込書

職 氏 名 殿

有料公園施設を利用したいので、次のとおり申し込みます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申込者 住所

氏 名

(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

印

利 用 設 施	1	あやめ池スポーツ センター	(1) 体育室 (全面・1面) (2) トレーニングルーム (1回・全面) (3) 研修室 (4) カヌー艇庫 (艇)
	2	テニスコート ()	コート)
	3	アーチェリー場 ()	射場)
利用期間			
利用の目的			
利用予定人員	人	利用	1 アマチュア・スポーツ活動 2 その他 (営利・非営利)
入場料等の徴収の有無	有 () 円) ・無	種別	2 その他 (営利・非営利)
利用設備			
利用責任者	氏名		
	住所	(電話 局 番)	
備 考			

様式第3号の3 (第3条の3関係)

有料公園施設利用許可書

住 所

職 氏 名 殿

次のとおり有料公園施設の利用を許可します。

年 月 日

職 氏 名 印

利 用 設 施	1	あやめ池スポーツ センター	(1) 体育室 (全面・1面) (2) トレーニングルーム (1回・全面) (3) 研修室 (4) カヌー艇庫 (艇)
	2	テニスコート ()	コート)
	3	アーチェリー場 ()	射場)
利用期間			
利用の目的			
利用予定人員	人	利用	1 アマチュア・スポーツ活動 2 その他 (営利・非営利)
使用料	円	種別	2 その他 (営利・非営利)
利用責任者	氏名		
	住所	(電話 局 番)	
備 考			

様式第3号の4 (第3条の3関係)

その1 施設利用券

No. _____	施設利用券	No. _____
<input type="radio"/>	施設利用券控	(施設名)
¥ _____	年 月 日	¥ _____
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園	

裏

1 領収印のないものは、使えません。
 2 この券が使えるのは、本日だけです。
 3 利用の心得や係員の指示を守つて他の人の迷惑にならないよう利用してください。

備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

- (1) 児童又は中学校の生徒.....小・中
 - (2) 高等学校の生徒.....高
 - (3) 学生又は一般人.....一般
- 2 利用券に使用する出納員の印章は、下記のみな形のとおりとする。



その2 設備利用券

No. _____	設備利用券	No. _____
<input type="radio"/>	設備利用券控	(設備名)
¥ _____	年 月 日	¥ _____
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園	

裏

1 領収印のないものは、使えません。
 2 この券が使えるのは、本日だけです。
 3 用具は、大切に使用してください。

備考 利用券に使用する出納員の印章は、下記のみな形のとおりとする。



様式第十号中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改める。
 様式第十一号中「第8条第3項ただし書」を「第8条第4項ただし書」
 に改める。

附 則

この規則は、昭和五十七年八月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百四十九号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき
 設置した都市公園の区域を変更するので、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

二 位置

東伯郡羽合町大字上浅津及び大字下浅津並びに東郷町大字藤津

三 変更に係る区域

東伯郡東郷町大字藤津地内において別紙図面のとおり区域を追加する。

四 変更に係る区域の供用開始の日

昭和五十七年八月一日
 （「別紙図面」は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧
 に供する。）